

神奈川県人権啓発推進会議設置要綱

(目的)

第1条 人権尊重意識の高揚を図るための人権啓発事業等を啓発主体間の連携を図りつつ実施することを目的として、神奈川県人権啓発推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(事業)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 人権啓発事業
- (2) 推進会議の構成員が主催する人権に関する研修の支援事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第3条 推進会議は、第1条の目的を達成するため、行政、企業、民間団体、学識者等で構成する。なお、構成員についてはその拡充に努め、入会に関しては推進会議の会議で承認することとする。

(役員)

第4条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第5条 会長は、神奈川県福祉子どもみらい局共生担当部長とする。

2 副会長及び監事は構成員のうちから会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 監事は、推進会議の会計を監査し、推進会議に報告する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が召集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、特定の構成員による会議を招集することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、推進会議の事業に関係のある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課に置く。

(会計)

第9条 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。収支予算は推進会議の会議での承認を経て成立し、収支決算は推進会議の承認を経て確定する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。なお、平成8年7月19日設置の旧「神奈川県人権啓発推進会議設置要綱」は同日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。